

# 検討懇談会（第4回）資料

### 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

～それぞれに何ができる、力を合わせて何ができる？～

#### <情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める>

- ・ 地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・ 地域との関わりを拒む意識がある(プライベート重荷?)。
- ・ その一方で、(振り込みめサギ等)家のおおきき犯罪への関心は高い。
- ・ 家のおおきき犯罪条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・ 地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。
- ・ 日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

#### <安全な繁華街になるようお店の協力も>

- ・ 繁華街での犯罪が多い。
- ・ お店も防犯活動に協力することが大切。

#### <子どもや若者との連携で意識づくりを>

- ・ 地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・ 毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・ 北大学の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・ 小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

#### <地域による意識や取組の差を埋める>

- ・ 地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世代が多い等)。
- ・ 学校での安全安心マップづくりに通じて危険なところを子どもに教えている。
- ・ 地域によって学校の対応が異なる。

#### <地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要>

- ・ 連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少
  - ・ 活動に PTA の協力が得られないのが悩み。
  - ・ PTA も地域によって温度差がある。
  - ・ 気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
  - ・ 熱心に声をかければ 1/3 は参加してもらえる。
- #### <区境を超えた地域間連携>
- ・ 不審者メールなど、区域を超えて配信されるべき地域に必要情報もある。
  - ・ 区が違っても情報が流れない。
  - ・ 区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

#### <住宅地の防犯が今後の課題>

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・ 花種え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。

### 「(仮称)札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会 意見概要一覧

#### 札幌市に求められる取組

～具体的な取組がより効果的に行われるためには、何が必要？～

#### <地域防犯活動の継続のための支援を>

- ・ 活動の立ち上げより継続していくことが大変。

#### <地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる>

- ・ ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・ 市による地域防犯活動の顕彰は有効。

#### <環境(ハード)の安全の向上を>

- ・ 犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちな汚れ等)」がある。
- ・ 防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。
- ・ 少子高齢化、人口減少時代の施策ブライオリティの尺度に犯罪防止の視点を。
- ・ 空地、未利用地に対して、犯罪防止の視点から地域等による一時利用の道を開く。

#### <都心、中心市街地では公共空間に市民が係る仕掛けを>

- ・ 公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・ 公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

#### <住宅地の防犯が今後の課題(再掲)>

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。

#### <犯罪情報の共有を妨げるバリエーションを解消する>

- ・ 犯罪情報が行政区域で分断され、必要な人に伝わらないことがある。
- ・ 情報が必要な人に的確に流れる仕組みをつくる。
- ・ まちセンや区に情報の中継地としての役割が求められる。
- ・ 適切な情報の集約と必要な受け手に配信する仕組みが必要。

#### <組織横断による安全・安心の推進を>

- ・ まず、関係するセクションで問題を共有する「場」を設けることが大切。
- ・ 既存のセクションで対応できないことがあれば、受け皿を考えることが大切。

#### 犯罪被害者等への支援

～犯罪被害者等への支援のために札幌市に求められる取組は？～

#### <犯罪被害者の相談窓口の設置を>

- ・ 犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・ 犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・ まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。

#### <犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成を>

- ・ 相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。

#### <犯罪被害者に関する報道>

- ・ 犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・ 報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

黒文字-第2回での意見

青文字-第3回での意見

## 「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会意見を踏まえた意見書の方向性

## 意見書の方向性 (意見のまとめ)

## I 安全で安心なまちづくりを進める上での基本的考え方

- ・地域との関わりを拒む意識がある(プライバシー重視?)。
- ・「自分たちの子どもは自分たちで守ろう」という意識を持つことが大切。
- ・防犯に限らず、住民が地域に任せきりになっている現状は問題。
- ・さまざまな考えや価値観の人に対する配慮が必要。

- ・「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に日常の「地域の絆」づくりを進めていくべき。
- ・プライバシーへも配慮しつつ、隣近所のことを気遣うことが大切。

- ・防犯パトロールは地域のつながりが生まれる効果がある。
- ・連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少。

- ・住民参加の議論で、安全・安心と緑の保全などの価値観の共存が可能に。
- ・多様な価値観の共存は、新しい「場の価値」を生み、施設利用の活性化にもつながる。

- ・高齢単身の方の見守りは難しい。
- ・福祉マップづくりでも同様にプライバシーの問題が伴う。
- ・福祉など他の分野と連携することによって、特に高齢者の犯罪被害遭遇を未然に防止することができた。
- ・花植え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。
- ・条例の施行によって地域の理解も得やすくなるのではないか。

- ・地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)。
- \*地区の性格を分析した上で、地区ごとのメニューづくりや支援策をつくっていくことが大切である。

- ・「あいさつ、見守り、助け合い」を基本に日常の「地域の絆」づくりを進めていくべき(再)。
- ・プライバシーへも配慮しつつ、隣近所のことを気遣うことが大切(再)。
- \*お互いに「見守る」「気遣う」といった意識を育むには、家庭の役割が大切である。
- \*家庭で育んだ意識を地域の活動へとつなげることが大切である。

- ・地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・その一方で、(振り込め詐欺等)家のおきる犯罪への関心は高い。
- ・家のおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらう」ことが大切。
- ・日頃から「誰にSOSすれば良いか」を知ってもらう。

- ・気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
- ・熱心に声をかけをすれば1/3は参加してもらえる。
- ・花植え等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組(再)。

- ・繁華街での犯罪が多い。
- ・お店も防犯活動に協力することが大切。
- ・北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。

- ・公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

## II 安全で安心なまちづくりを進めていくための主体(市民・事業者・市)の役割

①市民の自主・自立性に支えられた安全で安心なまちづくり

- ・安全で安心なまちづくりは、自主・自立の意識に支えられることが大切です。

②日常の「気遣い合い」が基本

- ・プライバシーに配慮しつつ、隣近所のことを気遣う意識を持つことが大切です。

③防犯活動は地域のつながりづくり

- ・地域防犯活動は、犯罪の減少だけではなく、地域コミュニティの活性化にもつながります。

④多様な価値観との共存は、住民議論で

- ・様々な価値観を認め合いながら共存していくために、地域で議論をしていくことが大切です。

⑤福祉などの他の分野との連携

- ・安全で安心なまちづくりは、他の分野と連携し、総合的な観点から進めることが大切です。

⑥地域の課題や実情に応じた取組

- ・安全で安心なまちづくりを進めていく際には、地域の課題や実情に応じることが大切です。

①地域活動の第一歩は家庭から

- ・家庭で育んだ気遣い合いの意識を地域の活動へと発展させることが大切です。

②防犯への関心を高める

- ・被害に遭いそうになった時の対処の仕方を一人ひとりが知っておくなど、防犯への関心を高めることが大切です。

③地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要

- ・防犯をはじめとする地域活動の立ち上げには、「きっかけづくり」が大切です。

④事業者も安全で安心なまちづくりの担い手

- ・店舗などの事業者も防犯活動に協力することが大切です。

⑤札幌市は、安全・安心のためのメニューづくりを

- ・効果的な取組の推進のためには、札幌市が適度にコーディネートしていくことが望ましいと考えます。

Ⅲ 安全で安心なまちづくりを進めていく上で札幌市に求める具体的な取組

(1) 防犯意識の高揚

- ・地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある(再)。
- ・小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

- ・地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)(再)。
- ・学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・地域によって学校の対応が異なる。
- ・活動にPTAの協力が得られないのが悩み。
- ・PTAも地域によって温度差がある。
- ・気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要(再)。
- ・熱心に声をかければ1/3は参加してもらえる(再)。

- ・ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・市による地域防犯活動の顕彰は有効。

(2) 情報の共有

- ・不審者メールなど、区域を越えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・区が違えば情報が流れない。
- ・区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。
- ・犯罪情報が行政区域で分断され、必要な人に伝わらないことがある。
- ・情報が必要な人に的確に流れる仕組みをつくる。
- ・まちセンや区に情報の中継地としての役割が求められる。
- ・適切な情報の集約と必要な受け手に配信する仕組みが必要。

(3) 地域防犯活動への支援

- ・活動の立ち上げより継続していくことが大変。
- \*支援の実施に当たっては、札幌市市民まちづくり活動促進条例に期待している。

(4) 安全・安心の視点による公共施設等の整備

- ・犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちなかの汚れ等)」がある。
- ・防犯の視点によって公共空間の安全性を高めることが大切。
- ・少子高齢化、人口減少時代の施策プライオリティの尺度に犯罪防止の視点を。
- ・空地、未利用地に対して、犯罪防止の視点から地域等による一時利用の道を開く。

(5) 連携の強化

- ・まず、関係するセクションで問題を共有する「場」を設けることが大切。
- ・既存のセクションで対応できないことがあれば、受け皿を考えることが大切。

(6) 犯罪被害者等への支援

- ・犯罪被害者が、気軽に相談できる「場」があることが大切。
- ・犯罪被害者相談には、高度な専門知識や経験が求められる場合がある。
- ・まずは相談を受け、情報の提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討してほしい。

- ・相談に適切に応じられる人材の育成が大切である。

- ・犯罪被害者に関する報道姿勢に疑問を感じる場合もある。
- ・報道の自由の観点から規制を設けることは難しい。報道倫理の遵守が大切。

① 様々な世代との連携促進を

- ・一人ひとりの防犯意識を高めていくためには、様々な世代の人たちの理解を得ていく必要があります。

② 地域ごとの取組や意識の差を埋めるためにも、参加のきっかけづくりを

- ・地域ごとの取組や意識の差を埋めていくためのきっかけづくりを行っていく必要があります。

③ 活動への励みにつながる顕彰制度の創設を

- ・顕彰制度の創設は、地域住民の関心を高め、地域防犯活動の活発化にもつながります。

④ 犯罪情報の共有を妨げるバリアーの解消を

- ・必要とする情報を的確かつ即時的に伝える仕組みを整えていくことが必要です。

① 活動継続のための支援を

- ・地域防犯活動を継続させるための効果的な支援が必要です。

① 環境(ハード)の安全性の向上を

- ・公共空間において犯罪を誘発する環境を減らし、防犯の視点からさらなる安全性を高めていくことが必要です。

① 組織横断による安全・安心の推進を

- ・関係する組織間で問題の共有を図り、既存の組織で対応できない課題は、解決のための新たな体制を検討していくことが必要です。

① 犯罪被害者等の相談窓口の設置を

- ・情報提供や適切な専門の相談窓口への橋渡しができる総合相談窓口の設置を検討することが必要です。

② 犯罪被害者等からの相談に適切に応じられる人材の育成を

- ・相談窓口で犯罪被害者からの相談に適切に応じられる人材の育成が大切です。

③ 犯罪被害者等に関する報道

- ・報道姿勢に疑問を感じる場合もあり、報道する側の報道倫理の遵守が大切です。

## 北海道内市町村における犯罪被害者等施策の取組状況

犯罪被害者等施策について条例に規定している市町村

旭川市、富良野市、北竜町、沼田町、厚沢部町、寿都町、上ノ国町、乙部町、  
江差町、泊村、様似町、雄武町 以上12市町村

(※ いずれも平成19～20年度において安全・安心条例内に規定しており、単独の犯罪被害者等施策の条例ではない。)

以上の市町村において、具体的取組については現在検討中である。

(参考 条例抜粋)

○旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例（平成20年4月1日施行）  
（犯罪被害者等への支援等）

第14条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪被害者等の生活の平穏を害することのないよう配慮に努めるものとする。

○富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成20年3月4日施行）  
（支援）

第7条 市は、この条例の目的を達成するために活動する団体等に対し、必要と認める場合は支援を行うことができる。

2 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により、国、他の地方公共団体と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

○厚沢部町安全で安心な町づくり条例（平成19年12月7日施行）  
（町の責務）

第4条 町は目的達成のため、町民と協働して、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(7) 略

2 町は、前項各号に掲げる事項を推進するに当たっては、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

